

東京都市計画都市高速鉄道のうち、第 1 2 号線を次のように変更する。

1 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	第 1 2 号線	新宿区西新宿二丁目	練馬区光が丘七丁目	新宿区西新宿一丁目 新宿区新宿七丁目 新宿区若松町 新宿区原町一丁目 新宿区簗笥町 文京区後楽二丁目 文京区小石川一丁目 文京区本郷四丁目 台東区上野四丁目 台東区元浅草一丁目 台東区寿三丁目 墨田区横綱一丁目 江東区森下一丁目 江東区白河一丁目 江東区門前仲町二丁目 中央区月島一丁目 中央区勝どき二丁目 中央区築地五丁目 港区東新橋一丁目 港区浜松町二丁目 港区東麻布一丁目 港区麻布十番一丁目 港区六本木四丁目 港区元赤坂二丁目 新宿区霞ヶ丘町 渋谷区代々木一丁目 渋谷区代々木二丁目 中野区中央二丁目 新宿区上落合二丁目	約 4 2, 5 2 0 m	地下式		線路線数 2

	車庫線	江東区白河一丁目 練馬区光が丘七丁目	江東区木場四丁目 練馬区光が丘七丁目	新宿区西落合三丁目 中野区江原町三丁目 練馬区練馬四丁目 練馬区春日町三丁目	約 1, 3 0 0 m 約 3 3 0 m	地下式 地下式		
その他		本線の一部（新宿区下宮比町地内）において、平面範囲を一部追加し、かつ立体的な範囲を定める（面積約 1 1 0 m ² を対象）。						

「区域、立体的な範囲及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

名 称			位 置	備 考
番号	線 名	施 設 名		
	第 1 2 号線	新宿西口駅	新宿区西新宿一丁目	約 4, 1 0 0 m ²
		東新宿駅	新宿区新宿七丁目	約 2, 7 0 0 m ²
		若松河田駅	新宿区若松町	約 2, 3 0 0 m ²
		牛込柳町駅	新宿区原町一丁目	約 2, 3 0 0 m ²
		牛込神楽坂駅	新宿区笹塚町	約 2, 7 0 0 m ²
		飯田橋駅	文京区後楽二丁目	約 7, 9 0 0 m ²
		春日駅	文京区小石川一丁目	約 2, 8 0 0 m ²
		本郷三丁目駅	文京区本郷四丁目	約 2, 6 0 0 m ²
		上野御徒町駅	台東区上野四丁目	約 7, 4 0 0 m ²
		新御徒町駅	台東区元浅草一丁目	約 8, 5 0 0 m ²
		蔵前駅	台東区寿三丁目	約 2, 5 0 0 m ²
		両国駅	墨田区横綱一丁目	約 3, 1 0 0 m ²
		森下駅	江東区森下一丁目	約 3, 1 0 0 m ²
		清澄白河駅	江東区白河一丁目	約 5, 8 0 0 m ²
		門前仲町駅	江東区門前仲町二丁目	約 3, 8 0 0 m ²
		月島駅	中央区月島一丁目	約 4, 0 0 0 m ²
		勝どき駅	中央区勝どき二丁目	約 6, 3 0 0 m ²
		築地市場駅	中央区築地五丁目	約 2, 9 0 0 m ²
		汐留駅	港区東新橋一丁目	約 8, 7 0 0 m ²
		大門駅	港区浜松町二丁目	約 4, 6 0 0 m ²
		赤羽橋駅	港区東麻布一丁目	約 3, 8 0 0 m ²
		麻布十番駅	港区麻布十番一丁目	約 2, 7 0 0 m ²
		六本木駅	港区六本木四丁目	約 3, 7 0 0 m ²
		青山一丁目駅	港区元赤坂二丁目	約 2, 6 0 0 m ²
		国立競技場駅	新宿区霞ヶ丘町	約 5, 0 0 0 m ²
		代々木駅	渋谷区代々木一丁目	約 3, 3 0 0 m ²
		新宿駅	渋谷区代々木二丁目	約 3, 8 0 0 m ²
		都庁前駅	新宿区西新宿二丁目	約 7, 6 0 0 m ²
		西新宿五丁目駅	新宿区西新宿五丁目	約 2, 7 0 0 m ²
		中野坂上駅	中野区中央二丁目	約 3, 0 0 0 m ²
		東中野駅	中野区東中野三丁目	約 2, 9 0 0 m ²
		中井駅	新宿区上落合二丁目	約 2, 9 0 0 m ²
		落合南長崎駅	新宿区西落合三丁目	約 2, 7 0 0 m ²
		新江古田駅	中野区江原町三丁目	約 2, 6 0 0 m ²
		練馬駅	練馬区豊玉北五丁目	約 2, 6 0 0 m ²
		豊島園駅	練馬区練馬四丁目	約 2, 6 0 0 m ²

		練馬春日町駅 光が丘駅	練馬区春日町三丁目 練馬区光が丘三丁目	約 2, 4 0 0 m ² 約 3, 1 0 0 m ²
		木場車庫 高松車庫	江東区木場四丁目 練馬区高松五丁目	約 3 3, 8 0 0 m ² 約 1 7, 2 0 0 m ²

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由

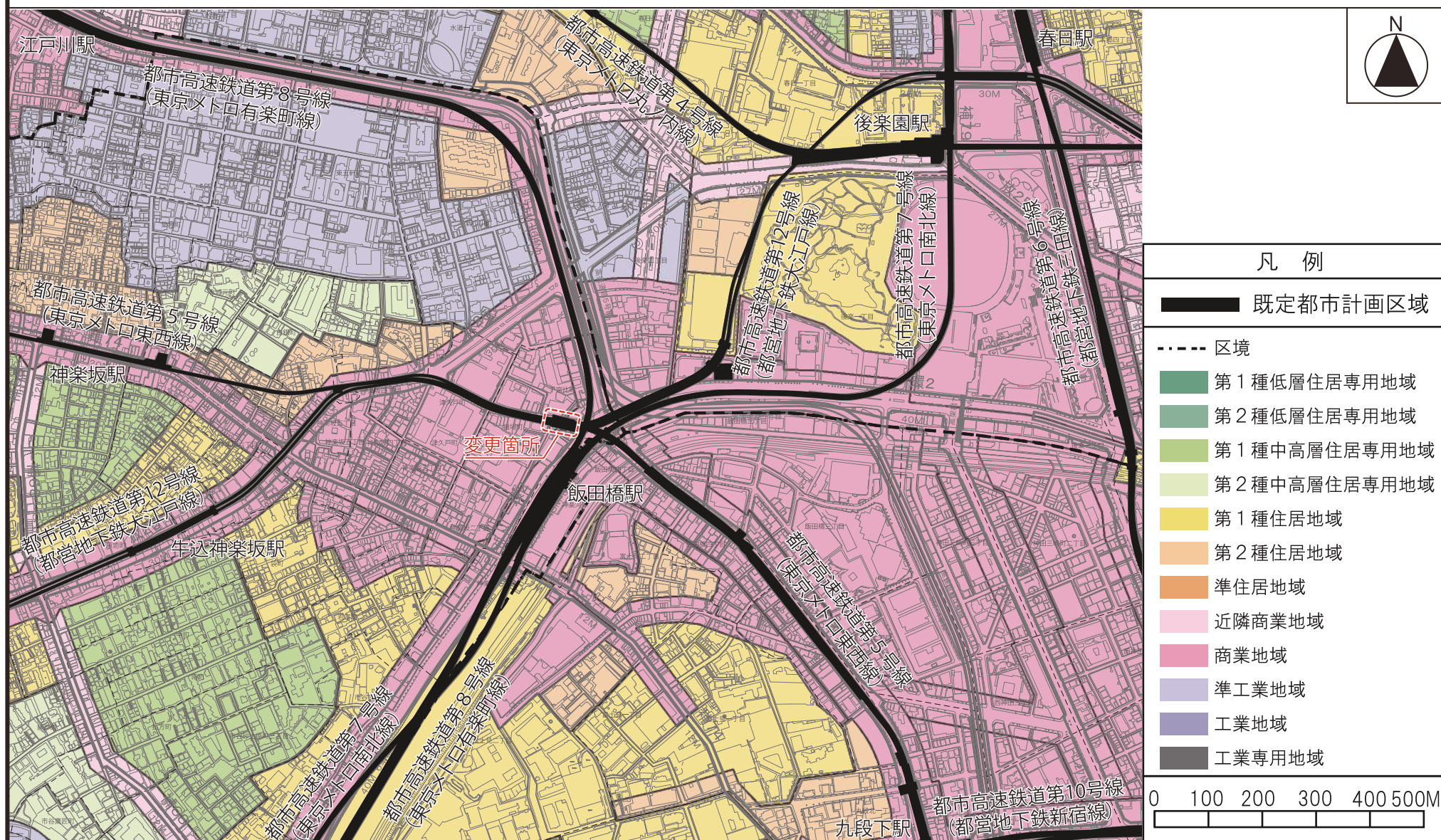
新宿区下宮比町地内において、都市高速鉄道第 1 2 号線の区域を施設建築敷地に含む下宮比町地区第一種市街地市街地再開発事業が予定されている。

市街地再開発事業の事業計画において、都市高速鉄道が存するように定め、その機能を保全するため、施設建築敷地内の都市高速鉄道第 1 2 号線の区域について、立体的な範囲を都市計画として定めるものである。また、現地の状況と合わせて都市高速鉄道 1 2 号線の平面範囲についても一部追加する。

変 更 概 要

名 称	変更区間・位置	変 更 事 項
第 1 2 号線	飯田橋駅（新宿区下宮比町）	立体的な範囲の設定（面積約 1 1 0 m ² （新宿区下宮比町地内）） 平面的な範囲の変更（面積約 1 6 0 m ² （新宿区下宮比町地内））

東京都市計画都市高速鉄道第12号線 総括図 [東京都決定]



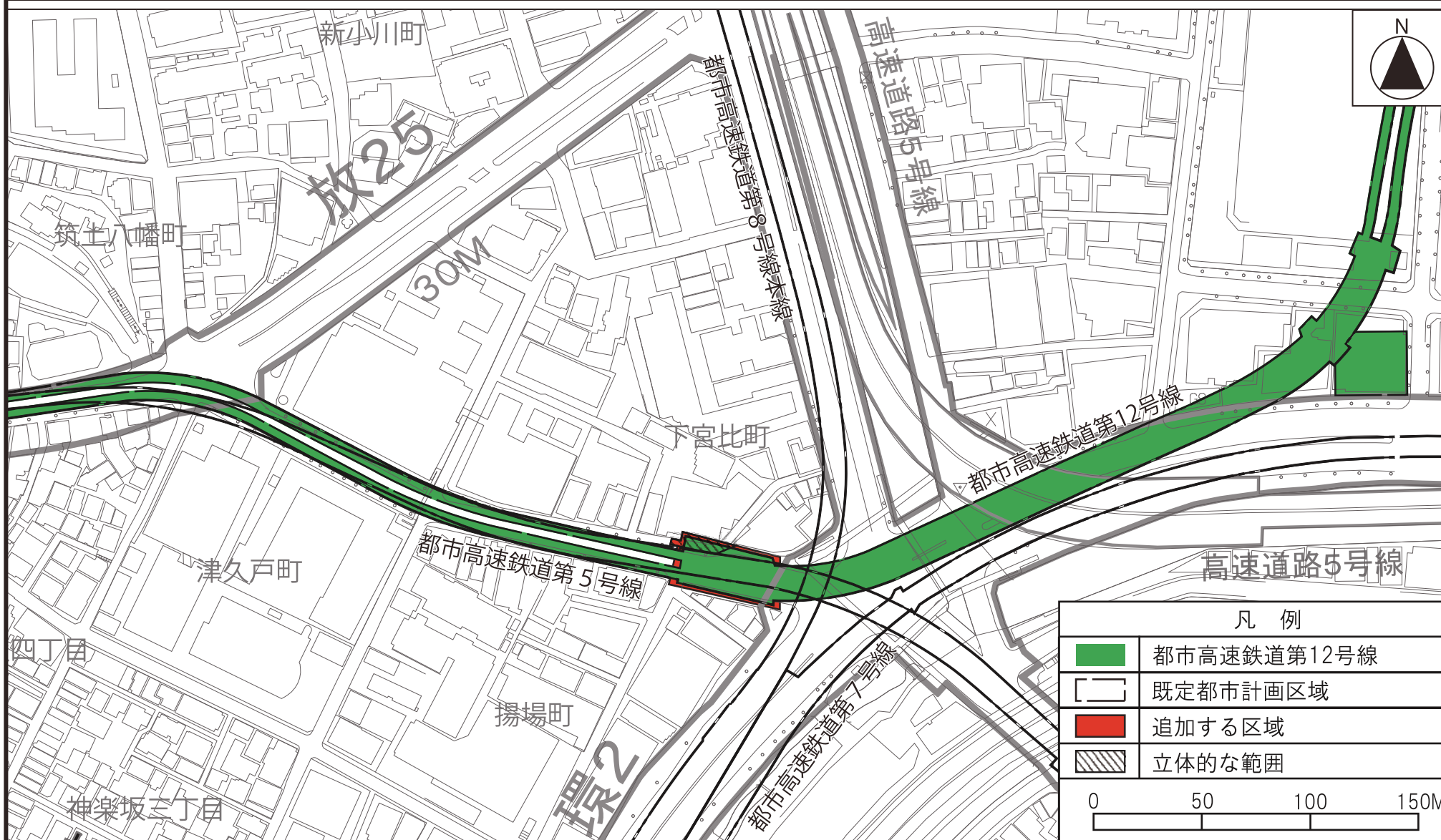
「この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（8都市基交第533号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

「この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」

「(承認番号) 8都市基街都第84号、令和8年6月1日」「(承認番号) 8都市基交都第34号、令和8年5月28日」

東京都市計画都市高速鉄道第12号線

計画図1 〔東京都決定〕



「この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（8都市基交第533号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

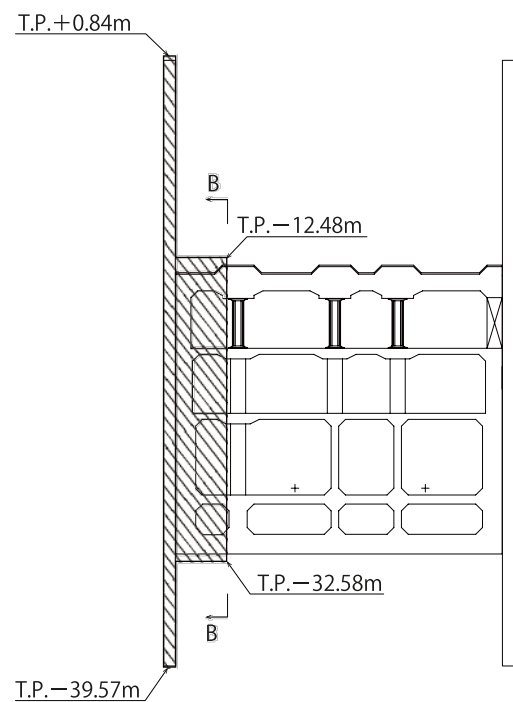
「この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」

「(承認番号) 8都市基街都第84号、令和8年6月1日」「(承認番号) 8都市基交都第34号、令和8年5月28日」

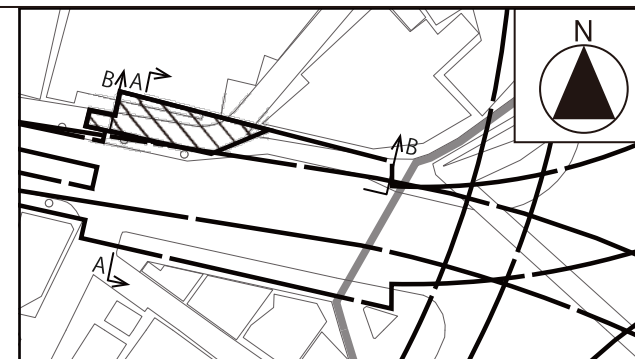
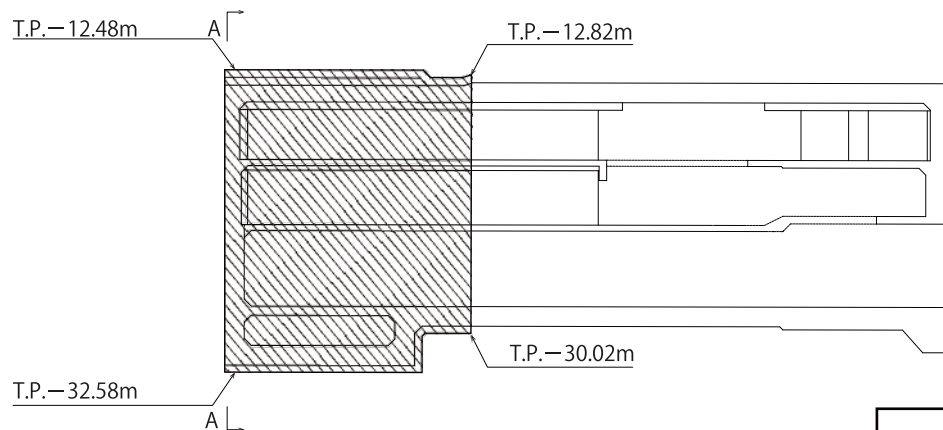
東京都市計画都市高速鉄道第12号線

計画図2 〔東京都決定〕

横断面図
A-A 断面図



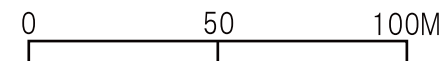
縦断面図
B-B 断面図



凡 例



立体的な範囲



「この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（8都市基交第533号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

「この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」

「(承認番号) 8都市基街都第84号、令和8年6月1日」「(承認番号) 8都市基交都第34号、令和8年5月28日」